

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日とある場合)

都市計画事業の認可
土地の用途廃止

規則

◎規則

則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎告示

目次

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の乳児死亡及び後期死産の要因実態調査の実施

都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

被爆者一般疾病医療機関の指定

家畜人工授精講習会の開催

土地改良事業計画の適否の決定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の適否の決定

土地改良事業計画の適否の決定

道路の区域の変更

道路の供用の開始
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧

則をここに公布する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十七年十月鳥取県条例第三十九号)中別表の第二種県営住宅の表の高草第一団地及び高草第二団地に関する部分の施行期日は、昭和四十七年十二月五日とする。

鳥取県規則第七十六号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第七十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第二種県営住宅の表中

高 草 五、〇二〇円

高 庄

草第一 五、〇二〇円 に、 庄 内 四、〇五〇円 を

高 庄

内 四、〇五〇円

に改める。

草第二 五、六七〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百八十九号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、乳児死亡及び後期死産の要因実態調査を次により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査の目的

この調査は、乳児死亡の原因を究明するため、乳児（満一歳未満の者をいう。以下同じ。）の死亡及び後期死産（妊娠八箇月以降のものをいう。以下同じ。）の実態を調査し、今後の母子保健施策の推進に資することを目的とする。

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二

二 調査の対象

この調査は、昭和四十六年一月一日から十二月三十一日までの間に

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の年月日
申出の都道府県名		
田川整形外科医院	米子市福市一一六九番地	昭和四十七年十月三日
本庄整形外科医院	鳥取市西品治六〇八番地	"
谷口歯科医院	立川町五丁目一四一の二	十一日
"	"	"
"	"	"
"	"	十六日

0027

ける死亡乳児及び後期死産児の母親について行なう。

三 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行なう。

- 1 対象者の世帯員数及び世帯の階層
- 2 死亡乳児及び後期死産児の母親の妊娠、出産及び保健衛生の状況
- 3 死亡乳児の出生及び保健衛生の状況

四 調査の方法

この調査は、県又は市町村の保健婦の面接調査の方法によつて行なう。

五 調査の時期

この調査は、昭和四十七年十二月五日から十二月三十一日までの間に行なう。

六 調査票の提出

調査票は、保健所を経由して昭和四十八年一月二十日までに知事に提出する。

七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第九百九十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）

第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石

二 朗

朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十七年十一月十四日	土 井 医 院	東伯郡東郷町大字松崎 六七六の四

鳥取県告示第九百九十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会（牛）を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）

第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石

二 朗

朗

一 開催場所

東伯郡赤崎町松谷 鳥取県畜産試験場

二 開催期間

昭和四十八年一月十六日から一月二十六日まで

三 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記様式第一号による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和四十七年十二月二十三日までに、所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

四 その他

1 講習会終了後に修業試験を実施する。

鳥取県告示第九百九十三号

昭和四十七年十月十八日付で八頭郡河原町大字曳田一六三番地市村英雄

昭和四十七年十月十八日付で八頭郡河原町大字曳田一六三番地市村英雄ほか十八人の者から申請のあつた八上土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十一月五日

鳥取県知事
石破二朗

召和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石破二朗

一
縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び

定款の写し

昭和四十七年十二月六日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に

鳥取県告示第九百九十五号

鳥取県知事 石破二朗

基づき、大倉土地改良区の定款の変更を昭和四十七年十一月三十日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年三月三十日付で東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から申請のあつた高尾地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定の例

鳥取県告示第九百九十六号

昭和四十七年十一月七日付で米子市彦名町一七五一番地千崎照雄ほか七十八人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月五日
鳥取県知事 石 破 二 朗**一 縦覧に供する書類の名称**

土地改良事業計画書及び規約の写し
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十八号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年十一月一日付で船岡町長から申請のあつた土地改良（殿地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石破二朗

二
三
四一
縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二
縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月六日から二十日間

三
縦覧に供する場所

船岡町役場

四
異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石破二朗

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から郡家都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、同法

鳥取県告示第千号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十二月五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石破二朗

種道路類	路線名	区間	前後別	敷地の幅員	延長メートル
県道	巖城上灘線	倉吉市巖城字宮之前一二三八の先	変更前	四・六〇	二九五・〇
		八の先から同市巖城字下矢	変更後	八・三・〇	二九〇・〇
		太田三九七の八の先まで			
		八・三・〇			

同条第一項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 積 方 メ ー ト ル)	積 用 途
鳥取市卯垣字下ハザマ二二六番九地先から同市卯垣字下ハザマ二二六番一〇地先まで	二六・九五	水路敷	

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画駐車場事業

一号 片原駐車場

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月五日から昭和四十八年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市片原二丁目

鳥取県告示第千三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十二月五日から用途廃止した。